

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 現在、化学物質規制の1つとして、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第57条の2第1項の規定に基づき、令第18条の2に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。
- 今般、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において取りまとめられた報告書（令和3年7月19日公表）を踏まえ、上記規制に関して、ラベル表示及びSDS交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質」という。）の範囲を、これまで行政判断により令別表第9に個々の物質名を列挙する形で規定していたところ、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へと変更することとする。

### 2. 改正の概要

#### (1) ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に係る規定方法の変更

以下に該当する物質をラベル表示・SDS交付等の義務対象物質とする。なお、これまで令別表第9に個々の物質名を列挙する形で規定していたラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の範囲を、原則としてイに該当するものとしつつ、イに該当しないが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質とする必要がある物質については、例外的にアとしてラベル表示・SDS交付等の義務対象物質とする。

ア 元素及び当該元素から構成される化合物であって、包括的にラベル表示・SDS交付等の義務対象物質とする必要がある物として別表1に掲げる物

イ 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

（ア）令別表第3第1号1から7までに掲げる物

（イ）アに掲げる物

（ウ）危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

ウ ア及びイに掲げる物を含有する製剤その他の物（ア及びイに掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

エ 令別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

## (2) ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質の削除

(1) の改正を行うことにより、現在のラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外される7物質（別表2参照）について、(1) の改正に先立ってラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から削除する。

(3) その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

法第57条第1項、第57条の2第1項及び第113条

## 4. 施行期日等

公布日：令和5年8月下旬（予定）

施行期日：令和7年4月1日（一部規定は公布の日）

## 5. 経過措置

- 2(1) の改正を行うことにより、新たに約1,550物質がラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加されることとなるが、そのうち約850物質については令和8年4月1日からラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加することとする。
- また、新たにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される約1,550物質について、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。